

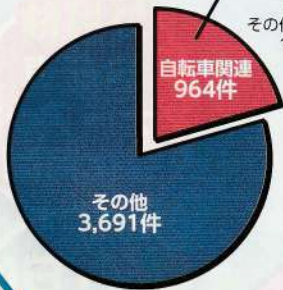
広島県における自転車が関係する交通事故の状況(令和3年)

※広島県警察本部 交通企画課

●総事故件数(4,655件)に占める自転車関連事故件数の割合

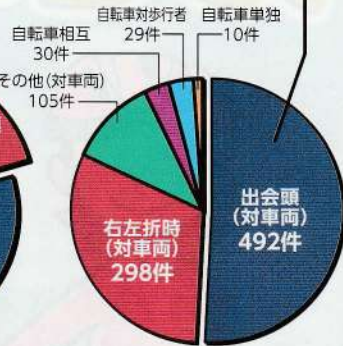
自転車関連が全体の20.7%を占める

※なお、令和3年中の自転車事故死者数は4名

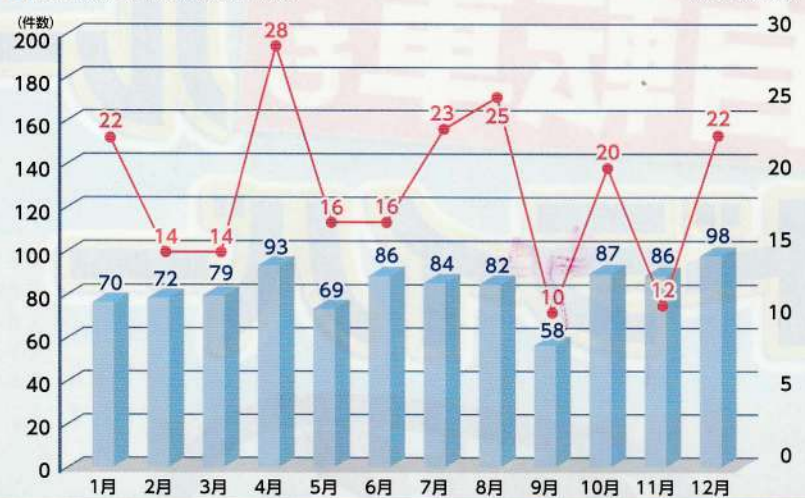


●自転車関連事故の人身事故発生状況(計964件)

事故の約半数(51%)は出会い頭(対車両)で起きている



●自転車関連事故の月別発生状況



自転車安全利用五則を守りましょう!

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 安全ルールを守る



5 子どもはヘルメットを着用



万が一に備え

自転車保険に加入しましょう

近年、自転車利用者の、赤信号無視、車道の斜め横断、夜間の無灯火、携帯電話を操作しながらの運転、下り坂でスピードを落とさず交差点に進入する、などルール違反等により、自転車が加害者となる交通事故が多発しています。被害者が死亡したり重篤な後遺障害が生じ、高額な損害賠償を命じられる判決が多数出されています。なかには、9,000万円を超える事例もあります。

自転車保険の種類について

- 自転車保険には、様々な種類があり、それぞれカバーする補償内容が違います。
- 補償内容は、「自分のケガ」を対象とするものだけでなく、「相手への賠償」を含むもの(賠償責任保険)なのか、補償内容を十分確認して、加入してください。
- 自転車保険には、保険会社が提供する自転車に特化したものだけでなく、自動車保険や火災保険の特約として付帯しているもの、(公財)日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険、(一財)全日本交通安全協会の提供するものなどがあります。



広島県道路交通法施行細則等に関する記載

車両運転中の大音量でのヘッドホン・イヤホン等は**使用禁止**

罰則 5万円以下の罰金

乗車用ヘルメットの着用は**全年齢に推奨**しています。

自転車の幼児用座席に**乗車可能な者の年齢制限は、「6歳未満の者」から「小学校就学の始期に達するまでの者」**

に緩和されました。(令和3年6月)